

豊中市インターンシップ制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、短期大学、大学、大学院等（以下「教育機関」という。）に在籍する学生・生徒（以下「学生等」という。）が豊中市（以下「市」という。）において就業体験実習を行うこと（以下「インターンシップ」という。）により、学生等の就業意識の向上及び市政への理解の推進を図ることをめざす豊中市インターンシップ制度の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(インターンシップ生)

第2条 豊中市インターンシップ制度により、市においてインターンシップに参加する学生等（以下「インターンシップ生」という。）は、市の服務規律等を遵守することができる者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 教育機関の正規の教育課程に位置づけられた就業体験の制度により教育機関から推薦された者
- (2) その他市が適当と認めた者

(受入手続き等)

第3条 市は、インターンシップの実施にあたり、学生等の受入れの条件その他のインターンシップの実施に必要な事項について、教育機関との間で協定を締結するものとする。

- 2 教育機関は、当該教育機関に在籍する学生等が市における実習を希望するときは、前項の協定に基づき、市長に対して実習の申込みを行うものとする。
- 3 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容が次の各号に適合するかどうか等を勘案して受入れの可否を決定し、教育機関に通知する。
 - (1) 希望する実習の内容が、市において受入れが可能な業務内容と合致していること。
 - (2) 市の業務に支障がないこと。
- 4 実習の期間は、インターンシップ生が在籍する教育機関の代表者等と市長との協議によって定めるものとする。ただし、その期間は、1年を超えることはできない。

(指導担当者等)

第4条 インターンシップ生を受け入れる所属の長は、実習を円滑かつ適切に実施するため、当該所属の職員のうちから、指導担当者を指名するものとする。

- 2 指導担当者は、教育機関又はインターンシップ生のインターンシップの目的及び計画に基づき、実習の期間、内容等を定めた実習プログラムを作成するものとする。
- 3 所属長は、インターンシップ生が在籍する教育機関から実習報告書等の所見を求められた場合は、これに応じるものとする。この場合において、所属長は、指導担当者に意見を求めるものとする。

(服務)

第5条 インターンシップ生は、実習時間中は、市の業務に専念しなければならない。

- 2 インターンシップ生は、実習の期間中、市の職員が遵守すべき法令等並びに指導担当者の指

導及び監督に従わなければならない。

- 3 インターンシップ生は、病気その他の理由により実習に参加できないときは、あらかじめ、指導担当者を通じて所属長にその旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ連絡できないときは、その理由が止んだ後速やかに連絡しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 インターンシップ生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 前項に定めるもののほか、インターンシップ生は、実習中に知り得た情報を漏らしてはならない。ただし、公開されているもの又は市長がその公開に同意したものについては、この限りでない。
- 3 インターンシップ生は、実習の終了後においても前2項の規定を遵守しなければならない。
- 4 市は、実習期間中に知り得たインターンシップ生の個人情報を他に漏らさないものとする。
- 5 市は、実習終了後においても前項の規定を遵守するものとする。

(誓約書)

第7条 インターンシップ生は、あらかじめ、実習に当たり遵守すべき事項を記載した誓約書を市長に提出しなければならない。

- 2 インターンシップ生が在籍する教育機関の代表者は、前項の誓約書に係る遵守事項について指導徹底しなければならない。

(成果の公表)

第8条 インターンシップ生は、インターンシップの成果を教育機関に報告する場合及び論文等を発表する場合には、あらかじめ、市長の承認を得なければならない。

(インターンシップ生の身分)

第9条 市は、インターンシップ生が教育機関の学生の身分を有したまま受け入れるものとする。

(報酬等の不支給)

第10条 市は、インターンシップ生に対し、原則として報酬、賃金、手当、旅費、食費その他実習に伴ういかなる金品も支給しない。

(実習の中止)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) インターンシップ生が第5条から第7条の規定に違反したときその他実習を継続することが困難であると認めるとき。
 - (2) 地震、水害等の災害、その他実習を継続することにより市の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあると認める事象が発生したとき。
 - (3) 前各号に定めるもののほか、インターンシップの目的を達成することが困難であると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨をインターンシップ生及び当該

インターンシップ生が在籍する教育機関の代表者に通知するものとする。

(災害補償・損害賠償等)

第12条 インターンシップ生が在籍する教育機関又はインターンシップ生は、傷害保険及び損害賠償保険に加入しなければならない。

2 実習期間中における事故に関しては、その原因が明らかに市に起因している場合を除き、市はいかなる補償も行わない。

3 インターンシップ生が故意又は過失により市に損害を与えたときは、教育機関及びインターンシップ生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

4 インターンシップ生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責めを負った場合は、教育機関及びインターンシップ生は、当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

(施行細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、豊中市インターンシップ制度に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年6月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月20日から実施する。